

介護保険負担限度額を適用した場合の利用者負担段階と負担限度額について

令和3年8月～

利用者 負担段階	対象者	負担限度額(日額)			
		部屋代		食費	
				施設	ショート
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	多床室	0円	300円	300円
		個室	490円		
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入等80万円以下	多床室	370円	390円	600円
		個室	490円		
第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入等80万円超120万円以下	多床室	370円	650円	1,000円
		個室	1,310円		
第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入等120万円超	多床室	370円	1,360円	1,300円
		個室	1,310円		
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	負担限度額非該当			

※ 居住費及び食事費については、国が定める負担限度額の1日にお支払いいただく費用となります。（外泊時にも居住費を頂くことになります。）

※ 介護保険負担限度額を申請する際の条件として、

① 本人が属する世帯の世帯員及び配偶者が市町村民税非課税である事。

② 年金収入等80万円以下（第2段階）預貯金が単身650万円（夫婦1,650万円）

年金収入等80万円超120万円以下（第3段階①）預貯金が単身550万円（夫婦1,550万円）

年金収入等120万円超（第3段階②）預貯金が単身500万円（夫婦1,500万円）等があります。

高額介護サービス費について

月々の1割負担の世帯の合計額が所得に応じて区分された上限額を超えた場合、自治体への申請により、超えた分が介護保険から支給される制度です。

所得段階	所得区分	上限額
第1段階	生活保護を受給している方等	15,000円（世帯）
第2段階	前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人）
		24,600円（世帯）
第3段階	世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円（世帯）
第4段階	市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
第5段階	課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
第6段階	課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）